

## 大野町建設工事等電子入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、大野町契約規則（昭和40年大野町規則第6号。以下「規則」という。）第12条第2項（第23条において同条を運用する場合を含む。）の規定に基づき、大野町が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量・設計等業務委託の競争入札に対する入札手続きを大野町建設工事等電子入札システム（以下「建設工事等電子入札システム」という。）により行う場合において、規則に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

### (入札参加者の指名等)

第2条 町長又は町長から契約の締結を委任された者（以下「契約担当者」という。）は、入札手続きを電子入札により行う場合（以下「電子入札による場合」という。）は、建設工事等電子入札システムにより規則第22条第1項に規定する入札参加者の指名及び同条第2項に規定する入札の通知（以下「入札の通知」という。）を行うものとする。

2 契約担当者は、建設工事等電子入札システムによる入札の通知が困難な場合には、書面により入札を行うものとする。

### (予定価格等の登録)

第3条 契約担当者は、電子入札による場合は、入札の通知を行う前に、規則第10条の規定により定められた予定価格並びに最低制限価格を建設工事等電子入札システムに登録するものとする。

### (入札書)

第4条 入札書は、電子入札による場合は、規則第13条第4項（規則第23条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、契約担当者があらかじめ指定する日時までに建設工事等電子入札システムにより提出するものとする。ただし、契約担当者の承諾を得て又は契約担当者の指示により入札書を書面で提出する場合（以下「書面入札」という。）は、規則第13条第2項の規定によるものとする。

### (入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退するときは、建設工事等電子入札システムに

より入札辞退届を提出するものとする。ただし、やむを得ないと認められる場合には、契約担当者の承諾を得て、書面により提出することができる。

(無効の入札)

第6条 第4条の入札書を建設工事等入札システムにより提出した場合は、規則第14条第3号の規定中「入札書に記名押印がない」とあるのは「電子認証書を取得していない者が入札をした」と読み替えるものとする。

(開札)

第7条 契約担当者は、当該入札において書面入札がある場合には、建設工事等電子入札システムにより入札の締め切り後、当該入札書記載金額を建設工事等電子入札システムに登録するものとする。

2 契約担当者は、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上で、建設工事等入札システムにより開札を行うものとする。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行うものとする。

3 前項の開札の場所及び日時は、入札の通知の際に示すものとする。

(くじによる落札者の決定)

第8条 前条第2項の開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、建設工事等電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札者を定めるものとする。ただし、書面入札による者が含まれている場合等、建設工事等電子入札システムによる実施が困難な場合は、契約担当者が指定する場所及び日時において、当該同価の入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(委任状)

第9条 入札参加者が電子入札により入札を行った場合で、代理人が第7条第2項の開札に立ち会い、又は前条ただし書きのくじを引く場合は、あらかじめ委任状を提出させるものとする。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、**公布**の日から施行する。